

地区の個別のご意見について【塚米地区】 1

	内容	回答
1	旧170号線の拡幅 東中野―塚脇交差点間で、整備計画着手されているが、市内全線の早急事業化を望む	(ア) 道路 をご覧ください
2	雁畑線の延伸 南野地区東西幹線道路・雁畑線を山手へ延伸し、南野1号線通過車両の分散化対策を望む。 * JRと平面交差・踏切新設～JR高架化望めぬなら	
3	道路はみ出しの商店～店先テント・広告スタンド／楠公通り・栄通り各商店街	
4	南中学校を小中一貫校に再編 特色ある教育施設を整備し、現南中校区を含め全市より一貫教育希望者を対象とする。163号以南にも中学校を確保し、若い世代が住む町とする切り札にする	(キ) 小中学校の 再編 をご覧ください
5	南小学校の移行後の活用 行政施設を市中心部に配置し、行政の効率化と市民サービスのワンストップ化	
6	消防団を消防組織へ一元化～まず現在の消防団経費は全額市負担が妥当。その上で最新機器を装備したプロ集団を集中配備する	(ケ) 防災対策 をご覧ください
7	JRの高架化 市は、JR線で東西に、163号で南北に分割され、道路整備、商業施設、来街者の低迷、生活道路・学校配置（通学）など、まちづくり、市の発展の遅れの要因となっている。計画はどうなったのでしょうか	(サ) 鉄道 をご覧ください
8	総合センター使用料の引き下げ～地域、サークルの運営に支障がある	(シ) 公共施設 をご覧ください
9	公民館のトイレの洋式化	
10	過去の各要望事項について、進捗状況（解決済、対処不可）が届いていないので、みえる化を確実にして欲しい。	(ソ) 広報・広聴 をご覧ください
11	福祉については特に行政と地域間の連携必要。このためには行政と地域間の、また地域内の個人情報共有が不可欠。行政が率先して個人情報管理体制を構築し、自治会・諸団体の教育・研修を行うべき	(タ) 高齢者施策 について をご覧ください

	内容	回答
12	空き家・空き地等対策（市有・民有） 地区内住環境の保全、隣接商業区域の通行安全・防災の観点から、適正な管理指導を望む 空家の管理～多数増加（防犯、火災）	(チ) 空家対策 をご覧ください

13. 敷地外への樹木はみだし～通行危険・規制強化／米崎町・南野3号線沿い（永年未解決）

A.

個人宅の庭の樹木などは個人の財産のため市では対応が難しく、指導しかできないのが現状です。

ただ、当該敷地の所有者に対しては平成27年度より適宜、指導をしてきた経緯がございます。その結果、東側は改善されておりますので、南側についても引き続き指導を行います。

14. ・道路整備：塚米地区は、昭40年代の住宅開発時に街並みが形成され、道路の多くは開発業者が行い、狭小・袋小路で、生活道路・通学路は、歩行者の安全・防災避難路が確保できていない。

・次善の道路等整備施策：土地開発物件・火災等跡地などが出現した場合、住宅密集地・袋小路などを解消し防災避難路・生活道路・通学路等を確保願いたい。緊急の次善策として、買収など条例整備と整備基金の創設を行う。事例：米崎町13-27の開発許可案件の側道設置
・防災避難道路確保（袋小路の解消）：米崎～楠公の広域に亘って袋小路である。街づくり、住環境の整備、救急避難通路の確保のため袋小路対策を望む

A.

既存市街地での袋小路や狭あい道路の改善は、市においても課題であると認識しております。しかしながら、用地の確保等さまざまな課題があり、実施にいたるまでは、長い時間が必要であると考えております。

また、用地買収等に備えるための基金の創設については、他の地区においても歩道未設置道路が多いことから歩行者の安全確保のため、平成30年度より本市における歩道を含んだ道路のあり方の検討をはじめております。

いただきましたご意見につきましても、その中で検討してまいります。

15. 南野1号線米崎踏切にアンダーパス（歩行者・自転車）設置。米崎踏切で上下4本通過時の踏切遮断で歩行者横断待ち・車両渋滞し、生活道路・通学路が危険

現在、市においては、西部地域を南北に縦断する旧170号の拡幅事業に取り組んでおります。

A.

米崎踏切をまたぐ道路につきましても、旧170号へ合流する箇所ですので、まずは、合流先の確保をすることが、必要であると認識しております。

なお、踏切下のアンダーパスの設置には、まず線路管理者のJRと協議し、周辺住民の全員の同意の上、狭隘な場所では用地買収などの交渉が必要となり、その費用も膨大なものとなります。また、踏切下の道路設置は、冠水の危険性なども考慮しなければなりませんので、実施は困難な状況です。

16. 防犯灯設置管理の共同管理～設置・維持費は市負担、管理業務は地域で

A.

地域と市が協働で防犯対策にあたるという趣旨のもと、地域が希望される場所に市が防犯灯を設置し、地域には電気代の1/2と維持管理費をご負担いただいています。

このことにより、防犯灯の設置箇所の精査により、地域の方の声を反映していただくと考えています。

17. 子どもの挨拶ができていない

A.

平成29年度に田原地区において、田原小中学校と校区内の認定こども園をも巻き込み地域一体となって「あいさつ運動」に取り組んだところ、大阪府および大阪府教育委員会による「こころの再生」府民運動@スクールの表彰を受けました。平成30年度には、他校区にもこの取組みを発信してまいります。

18. 空地の管理～除草・土石放置（花粉、害虫）／旧くすのき園・和田賢秀墓地・民有空地

A.

市有地である旧くすのき園については適宜除草をするようしており、直近では平成30年8月に除草をいたしました。

その他の民有地については、現地確認の上、適正な管理をしていない所有者に対しては指導を行っております。

19. 福祉、こども育成など地域行事のため、市マイクロバスの増車及び利用対象の拡大希望。

A.

現在、市のマイクロバスの運用は職員による運転が前提となっており、地方公務員法等の関係上、利用者が限定される地域行事にご利用いただくことは困難な状況です。

しかしながら、車両のみの貸出しであれば、他市で実施されている事例がございます。事故が発生した場合の対応や保険の適応など、整理すべき課題が多いことから、まずは調査、研究してまいります。

20. 行政の窓口の一本化 福祉・民生の連携強化が求められているが、行政組織の中での連携強化を率先垂範するのが筋ではないか。ワンストップ行政を目指して欲しい。交通安全（危機管理、道路課）、市民農園（公園課、高齢福祉課）等

A.

平成30年4月に機構改革を行い、福祉政策課、施設再編室、魅力創造室などそれぞれ分野で横断的な施策推進を図る所管課（室）を設けました。市民相談窓口や就労支援相談窓口については「人権・市民相談課」を新設し、そちらに集約するなどしたほか、これまで生活福祉で担っていた地域福祉業務に加え、福祉政策を分野横断的に掌握する司令塔として福祉政策課を設置いたしました。

しかしながら、まだ不十分な点もございますので、いただいたご意見につきましては今後の検討課題とさせていただきます、可能な範囲からの実施に繋げてまいります。

21. 行政プログラムの住民向け説明が不十分（施策の説明、プレゼン）。

事例：粗大ごみ一部有料化住民説明において目的などは示されず瑣末な話に終始している

A.

住民向け説明会の実施に際しては、開催の趣旨を明確にお伝えできるよう努めてまいります。